

[事案 29-375] 契約解除取消等請求

・平成 30 年 10 月 15 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の不告知教唆を理由に、告知義務違反による契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 11 月に契約した医療保険と収入保障保険について、告知時に、募集人が以下の点に関し不告知教唆を行ったことから、契約解除を取り消してほしい。または慰謝料等を支払ってほしい。

- (1) 高血圧と高コレステロールの服薬について伝えると、募集人は、高コレステロールの服薬は告知書に記入する必要はないと言った。
- (2) 医師から血糖値が少し高いと言われたが、服薬はしていない旨を伝えると、募集人は、告知書に記入する必要はないと言った。
- (3) 健康診断の結果については見ていない旨を伝えると、募集人は、それでは良いです、と言った。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人から高コレステロールと糖尿病については一切聞いておらず、健康診断の結果についても異常なしと聞いており、不告知教唆の事実はなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の受診状況、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められないが、本契約は乗換契約であるため、告知の重要性についてはより丁寧に説明されることが望まれるが、募集人は配慮に欠けていたと認められること等から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人が和解案を受諾しなかったため、手続を終了した。